困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会（第5回）	
令和8年11月26日	参考資料2

「個別の論点について①」にかかる意見

全国女性相談支援員連絡協議会
宮城　美由紀
令和８年１１月２６日

窓口を置くことと、必要な支援を届けることは同じではない

自治体の組織（窓口）体制整備

相談を受ける
制度・窓口を案内する



相談者自身で制度や窓口につながる必要がある
支援の調整・継続が相談者任せになる

案内だけではつながれない

≠

女性相談支援員「実働する専門職」



本人の意思を軸に、共に考え、支援をコーディネートしていく
関係機関と連携・調整していく
その人らしい生き方を取り戻すまで、関わり続けていく

受け止める	意思決定を支える	一緒に動く	関わり続ける
揺れ・迷いを含めて聴く	本人の選択を尊重する	同行・調整・アドボケイトなど	制度につながらない時も伴走

市区への専門職必置は、地域による支援格差を防ぎ、法の理念を保障する

自治体の組織強化・部署間連携は不可欠➤相談者の利益につなげる専門職の配置が必要

基本方針より引用　女性相談支援員の業務

業務内容の実施割合に違いがあるのは、役割や支援の場面が異なるため

丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援し、必要に応じて関係機関と連絡調整を行う

都道府県（女性相談支援センター）

困難な問題を抱える女性への支援の中核を果たす機関に属する者として、支援対象者にとって適切な生活の場で適切な支援が受けられるよう、支援対象者の意思決定を支援し、関係機関と連絡調整を行う。また、生活の場となる施設の目的、役割及び支援の内容について支援対象者に説明した上で、本人の同意を得て一時保護や女性自立支援施設等の利用の調整を行う。

市区（町村）

市町村等の女性相談支援員は、支援対象者にとって最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たすとともに、支援対象者に寄り添いながら、支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施機関と連携して、本人のニーズに照らし、 戸籍や住民票の発行、転出入手続、各種手当の受給に係る手続、公営住宅への入居、児童の養育に関する支援、各種福祉サービスの調整等のコーデ ィネート及び同行支援を行い、関係部署と連携して支援対象者を適切な支援につなげる役割を有し、継続した支援を行うものである…

それぞれが、基本方針に示されている役割をすでに担っている。
履行状況を国庫補助金と関連づける、配置基準や配置目標を定めるなどが必要である。

②

（参考）都道府県・市町村における相談支援体制について（全体イメージ）

より幅広い対象者が支援につながるとともに、地域で必要な支援につながり続けられる体制を確保するため、市町村における伴走支援体制を強化するとともに、都道府県からのバックアップ体制を整備する。

都道府県（センター）：管内の専門機関等や資源の把握で自ら専門的支援を行うとともに、市町村の相談業務やネットワークを構築を支援することにより、伴走支援をサポート

市町村：他部門・関係機関との連携でより多くの対象者を把握・支援に繋げるとともに、民間団体・施設の伴走機能拡充や関係者とのネットワーク構築により、官民協働で伴走支援を強化

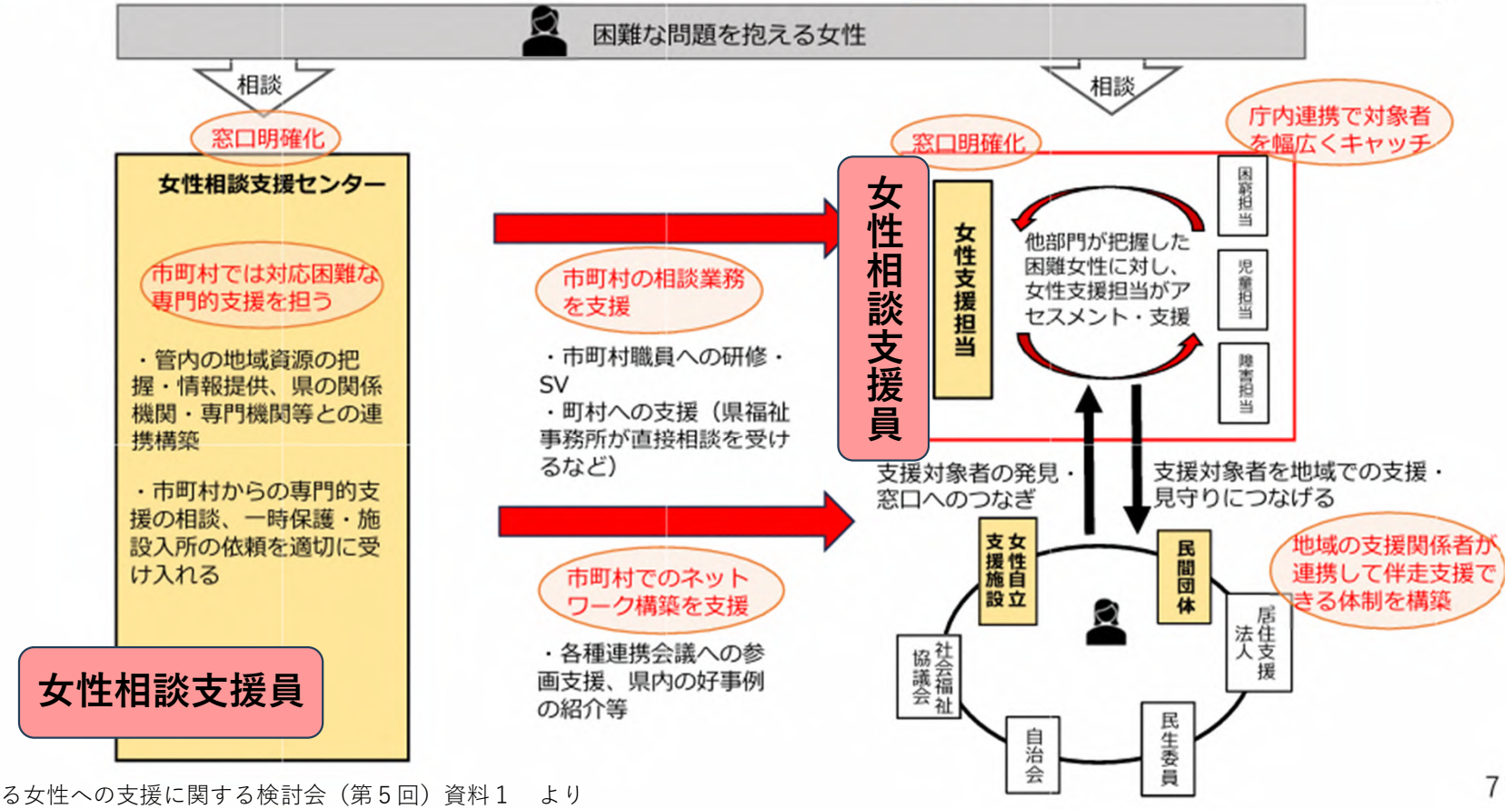

義務設置と認定制度化が、自治体での女性支援の基盤をつくる

配置を制度で保障し、専門性を可視化することで、人材の確保・定着につなげる

①市区への義務設置
自治体に「配置しなければならない」という
制度上の責任と体制整備を求める

＋

②認定制度化
現場での経験の積み重ねを客観的に評価し
専門性を保障する

制度として両輪で整備

※義務設置だけでも、認定制度だけでも十分ではない。配置・専門性・処遇・育成を一体的に整えることが重要

専門職としての位置づけ
専門性の根拠が明確になり、
自治体内で役割と必要性が認識される

処遇・雇用の安定
専門性に見合う給与・待遇の検討や、
継続的に働ける雇用につながる

人材確保・定着
職業としての魅力と将来展望が生まれ、
担い手の確保・育成・定着を促す

地域において相談窓口が周知され、継続的で質の高い女性支援を実現できる